# 令和6年

第2回庄原市議会定例会議案

参考資料

(3月)

庄 原 市

## 令和6年第2回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第6号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例	1
議案第7号	庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び庄原市職員 の育児休業に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第8号	庄原市手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第9号	庄原市介護保険条例の一部を改正する条例	15
議案第10号	庄原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条 例等の一部を改正する条例	19
議案第11号	庄原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例	59
議案第12号	庄原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第13号	庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	73
議案第14号	庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例	83
議案第15号	庄原市経済対策施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	85
議案第16号	庄原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	87

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

改 正 案 現 行

第1条~第2条 略

(請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)第26条第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

第4条以下 略

第1条~第2条 略

(請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)第26条第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

第4条以下 略

## 【第2条による改正】 庄原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

第1条~第7条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

第9条以下 略

第1条~第7条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

第9条以下 略

## 【第3条による改正】 庄原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

第1条~第4条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

第6条以下 略

第1条~第4条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

第6条以下 略

【第4条による改正】 庄原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

行

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低負担額)

第2条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

第3条 略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項 の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

現

(最低負担額)

第2条 法第243条の2第1項 に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$  略

第3条 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第7号参考資料

庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例案新旧対照表 【第1条による改正】庄原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 現 第1条 略 第1条 略 (会計年度任用職員の給与) (会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定 により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会 により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会 計年度任用職員」という。) にあっては給料、通勤手当、 計年度任用職員」という。) にあっては給料、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務 手当及び期末手当 をいい、同項第1号の規定に 手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号の規定に より採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会 より採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会 計年度任用職員」という。) にあっては報酬、期末手当及 計年度任用職員」という。) にあっては報酬及び期末手当 び勤勉手当をいう。 をいう。 第3条~第10条 略 第3条~第10条 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第11条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月 以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例の適 用を受ける一般職の常勤職員の例による。 用を受ける一般職の常勤職員の例による。 2 前項の場合において、任期の定めが6か月に満たないフ 2 前項の場合において、任期の定めが6か月に満たないフ ルタイム会計年度任用職員が次の各号のいずれかに至っ

- は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会 計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上 のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- (1) 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年 度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。)としての任期の定めが合計 で6か月以上に至ったとき。
- (2) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年 度の末日まで会計年度任用職員(規則で定める者を除 く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年 度任用職員として任用された者の任期(6月未満のもの に限る。) の定めと前会計年度における任期(前会計年 度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。) の定め との合計が6か月以上に至ったとき。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6 か月以上の者に限る。) の勤勉手当については、給与条例 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第11条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月 以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例の適
- ルタイム会計年度任用職員が1会計年度内で再度の任用 又は任期の更新により、その任期の合計が6か月以上に至 ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会 計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上 のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前2項に規定 するフルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌 日において会計年度任用職員として再度任用されたとき の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあったも のとみなし、在職期間を通算する。

女 正 案 現

の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

2 前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤 勉手当の支給について準用する。

第12条~第13条 略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第14条 略

 $2\sim5$  略

6 パートタイム会計年度任用職員には、前3項の規定により計算し決定する報酬のほか、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、期末手当及び勤勉手当並びに費用弁償を支給する。

第15条~第17条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第18条 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、次に 定めるところにより、期末手当を支給する。
  - (1) 期末手当は、6か月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_で、6月1日及

び12月1日(以下<u>この条及び次条においてこれらの日を</u>「基準日」という。) にそれぞれ在職するものに対して 支給する。

(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 2 第11条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員 の期末手当の支給について準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任 用職員の期末手当の支給については、給与条例の適用を受 ける一般職の常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める

第12条~第13条 略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第14条 略

 $2\sim5$  略

6 パートタイム会計年度任用職員には、前3項の規定により計算し決定する報酬のほか、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び期末手当 並びに費用弁償を支給する。

第15条~第17条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第18条 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、<u>次の各号に</u>定めるところにより、期末手当を支給する。
  - (1) 期末手当は、6か月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度の任用又は任期の更新によりその任用期間が合計6か月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下

「基準日」という。) にそれぞれ在職するものに対して 支給する。

(2) 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度の任用又は任期の更新をされた者は、引き続きその職にあったものとみなす。

在職期間	割合
6 か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

2 前項 に規定するもののほか、パートタイム会計年度任 用職員の期末手当の支給については、給与条例の適用を受 ける一般職の常勤職員の例による。

改正案		現	:	行
者を除く。)には、次に定めるところにより、勤勉手当を				
支給する。_				
(1) 勤勉手当は、6か月以上の任用期間をもって任用さ				
れたパートタイム会計年度任用職員で、基準日にそれぞ				
れ在職するものに対して支給する。				
(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で				
定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得				
た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額				
は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額				
に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。				
(3) 前号の勤勉手当基礎額は、報酬の月額(日額又は時				
間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方				
法により月額に換算した額)とする。				
2 第11条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員				
の勤勉手当の支給について準用する。				
3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任				
用職員の勤勉手当の支給については、給与条例の適用を受				
ける一般職の常勤職員の例による。_				
第19条以下 略	第19条以下	略		

## 【第2条による改正】 庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条~第6条 略	第1条~第6条 略
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 略	第7条 略
2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に	2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に
育児休業をしている職員	育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第</u>
	261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を
のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤	除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤
務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を	務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を
支給する。	支給する。
第8条以下 略	第8条以下 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 【第1条による改正】

改 正 案	現 行
第1条~第8条 略	第1条~第8条 略

別表 (第2条関係)

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律 略

戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」

	事務	名称	手数料の
			額
2	法第10条第1項、第	戸籍謄抄	450円
	10条の2第1項か	本等の交	
	ら第5項まで若し	付手数料	
	くは第126条の規定		
	に基づく戸籍の謄		
	本若しくは抄本の		
	交付又は法第120条		
	第1項 <u>、第120条の</u>		
	2 第 1 項若しくは		
	第126条の規定に基		
	づく戸籍証明書の		
	交付		
3	法第12条の2にお	除籍謄抄	750円
	いて準用する法第	本等の交	
	10条第1項若しく	付手数料	
	は第10条の2第1		
	項から第5項まで		
	の規定若しくは法		
	第126条の規定に基		
	づく除かれた戸籍		
	の謄本若しくは抄		
	本の交付又は法第		
	120条第1項 <u>、第120</u>		
	条の2第1項若し		
	くは第126条の規定		
	に基づく除籍証明		
	書の交付		
1			

別表(第2条関係)

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律 略

戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」 という。)

19.	事務	名称	手数料の
			額
2	法第10条第1項、第	戸籍謄抄	450円
	10条の2第1項か	本等の交	
	ら第5項まで若し	付手数料	
	くは第126条の規定		
	に基づく戸籍の謄		
	本若しくは抄本の		
	交付又は法第120条		
	第1項 <u>若しくは第</u>		
	126条の規定に基づ		
	く磁気ディスクを		
	もって調製された		
	戸籍に記録されて		
	いる事項の全部若		
	しくは一部を証明		
	した書面の交付		
3	法第12条の2にお	除籍謄抄	750円
	いて準用する法第	本等の交	
	10条第1項若しく	付手数料	
	は第10条の2第1		
	項から第5項まで		
	の規定若しくは法		
	第126条の規定に基		
	づく除かれた戸籍		
	の謄本若しくは抄		
	本の交付又は法第		
	120条第1項 <u>若しく</u>		
	は第126条の規定に		
	基づく磁気ディス		
	<u>クをもって調製さ</u>		
	れた除かれた戸籍		
	に記録されている		
	事項の全部若しく		
	は一部を証明した		
	書面の交付		
4	略	略	略

	改	 正 案	
5	略	略	略
6	法第120条の3第2		400円
	項の規定に基づく		
	戸籍電子証明書提		
	供用識別符号の発		
	   行(情報通信技術を		
	活用した行政の推		
	進等に関する法律		
	(平成14年法律第		
	151号) 第7条第1	<u>-</u>	
	項の規定により同		
	法第6条第1項に		
	規定する電子情報		
	処理組織を使用す		
	る方法(総務省令で	<u> </u>	
	定めるものに限る。	<u>o_</u>	
	以下この項におい		
	て同じ。)により戸	<u> </u>	
	籍電子証明書提供		
	用識別符号の発行		
	を行う場合(当該発	<u>ě</u>	
	行に係る戸籍電子		
	証明書の請求が同		
	条第1項の規定に		
	より同項に規定す		
	る電子情報処理組		
	織を使用する方法		
	により行われた場		
	合に限る。) におり	<u>t</u>	
	る当該発行及び戸		
	籍電子証明書提供		
	用識別符号の発行		
	に係る戸籍電子証		
	明書の請求を行う		
	者が同時に当該戸		
	籍電子証明書が証		
	明する事項と同一		
	の事項を証明する		
	戸籍の謄本若しく		
	は抄本又は戸籍証		
	明書の請求を行う		
	場合における当該		
	発行を除く。)		
<u>7</u>	法第120条の3第2	除籍電子	<u>700円</u>
	項の規定に基づく	証明書提	
	除籍電子証明書提	供用識別	
	供用識別符号の発	符号の発	
	行(情報通信技術を	<u> </u>	

	改 正	 案				現	———— 行		
	活用した行政の推								
	進等に関する法律								
	第7条第1項の規								
	定により同法第6								
	条第1項に規定す								
	る電子情報処理組								
	織を使用する方法								
	により除籍電子証								
	明書提供用識別符								
	号の発行を行う場								
	合(当該発行に係る								
	除籍電子証明書の								
	請求が同項の規定								
	により同項に規定								
	する電子情報処理								
	組織を使用する方								
	法により行われた								
	場合に限る。)にお								
	ける当該発行及び								
	除籍電子証明書提								
	供用識別符号の発								
	行に係る除籍電子								
	<u>証明書の請求を行</u> う者が同時に当該								
	除籍電子証明書が								
	証明する事項と同								
	一の事項を証明す								
	る除かれた戸籍の								
	謄本若しくは抄本								
	又は除籍証明書の								
	請求を行う場合に								
	おける当該発行を								
	<u> 除く。)</u>								
8	法第48条第1項(法	届書その	350円		6	法第48条第1項(法	届書その	350円	
	第117条において準	他受理し			_	第117条において準	他受理し		
	用する場合を含	た書類の				用する場合を含	た書類の		
	む。)の規定に基づ	記載事項				む。)の規定に基づ	記載事項		
	く届出若しくは申	証明書の				く届出若しくは申	証明書の		
	請の受理の証明書	交付手数				請の受理の証明書	交付手数		
	の交付 <u>、</u> 法第48	料				の交付 <u>又は</u> 法第48	料		
	条第2項(法第117	婚姻、離	1,400円			条第2項(法第117	婚姻、離	1,400円	
	条において準用す	婚、養子				条において準用す	婚、養子		
	る場合を含む。) 若	縁組、養				る場合を含む。) 若	縁組、養		
	しくは第126条の規	子離縁又				しくは第126条の規	子離縁又		
	定に基づく届書そ	は認知の				定に基づく届書そ	は認知の		
	の他市長の受理し	届出の受				の他市長の受理し	届出の受		
	た書類に記載した	理につい				た書類に記載した	理につい		
<u> </u>	事項の証明書の交	て、請求		]		事項の証明書の交	て、請求		

	改 正	案				現	行	
	付 <u>又は法第120条の</u>	により法				付	により法	
	6第1項の規定に	務省令で					務省令で	
	基づく届書等情報	定める様					定める様	
	の内容の証明書の	式による					式による	
	<u>交付</u>	上質紙を					上質紙を	
		用いる場					用いる場	
		合の交付					合の交付	
		手数料					手数料	
9	法第48条第2項(法	届出その	書類1件		<u>7</u>	法第48条第2項(法	届出その	書類1件
	第117条において準	他受理し	につき			第117条において準	他受理し	につき
	用する場合を含	た書類の	350円			用する場合を含	た書類の	350円
	む。) の規定に基づ	閲覧手数				む。) の規定に基づ	閲覧手数	
	く届書その他市長	料				く届書その他市長	料	
	の受理した書類を					の受理した書類を		
	閲覧に供する事務					閲覧に供する事務		
	又は法第120条の6							
	第1項の規定に基							
	づく届書等情報の							
	内容を表示したも							
	のを閲覧に供する							
	事務_			]				

項において「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
10	略	略	略
11	略	略	略
12	略	略	略

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この項におい て「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>13</u>	略	略	略
14	略	略	略
<u>15</u>	略	略	略
16	略	略	略

道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下この項にお いて「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
17	略	略	略

租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項におい て「法」という。)

	事務	名称	手数料の		
			額		
<u>18</u>	略	略	略		
<u>19</u>	略	略	略		

化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下この 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下この 項において「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
8	略	略	略
9	略	略	略
10	略	略	略

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この項におい て「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
11	略	略	略
<u>12</u>	略	略	略
<u>13</u>	略	略	略
14	略	略	略

道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下この項にお いて「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>15</u>	略	略	略

租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項におい て「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>16</u>	略	略	略
17	略	略	略

	改 正	案		
<u>20</u>	略	略	略	
21	略	略	略	

広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号。以下 この項において「広島県条例」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
22	略	略	略

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)

144	_ V · J 。 J		
	事務	名称	手数料の
			額
23	略	略	略
<u>23</u>	略	略	略
<u></u>			
2			
<u>24</u>	略	略	略
<u>25</u>	略	略	略
<u>26</u>	略	略	略
<u>27</u>	略	略	略
<u>27</u>	略	略	略
<u></u>			
2			

採石法(昭和25年法律第291号。以下この項において「法」 という。)

٠.	/ 0 /			
		事務	名称	手数料の
				額
	<u>28</u>	略	略	略
	29	略	略	略

砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
30	略	略	略
31	略	略	略

温泉法(昭和23年法律第125号。以下この項において「法」 という。)

•	/ 0 /			
		事務	名称	手数料の
				額
	<u>32</u>	略	略	略
	33	略	略	略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。)

<i>&gt;</i> 1 ·	こ の ·	C V 7 0 7	
	事務	名称	金額
34	略	略	略
<u>35</u>	略	略	略
<u>36</u>	略	略	略
37	略	略	略

	現	行		
<u>18</u>	略	略	略	
<u>19</u>	略	略	略	

広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号。以下 この項において「広島県条例」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>20</u>	略	略	略

住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
21	略	略	略
<u>21</u>	略	略	略
<u></u>			
2			
22	略	略	略
<u>23</u>	略	略	略
<u>24</u>	略	略	略
<u>25</u>	略	略	略
<u>25</u>	略	略	略
<u>0</u>			
2			

採石法 (昭和25年法律第291号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>26</u>	略	略	略
27	略	略	略

砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	手数料の
			額
<u>28</u>	略	略	略
<u>29</u>	略	略	略

温泉法 (昭和23年法律第125号。以下この項において「法」 という。)

•	/ 0 /			
		事務	名称	手数料の
				額
	30	略	略	略
	31	略	略	略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。)

	711 1 1 10 12	_ / / /	
	事務	名称	金額
<u>32</u>	略	略	略
33	略	略	略
34	略	略	略
35	略	略	略

理容師法(昭和22年法律第234号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
38	略	略	略

旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
<u>39</u>	略	略	略
<u>40</u>	略	略	略

公衆浴場法 (昭和23年法律第139号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	金額
41	略	略	略

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号。以下この項に おいて「法」という。)

	事務	名称	金額
42	略	略	略

美容師法(昭和32年法律第163号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
<u>43</u>	略	略	略

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	金額
44	略	略	略
<u>45</u>	略	略	略
<u>46</u>	略	略	略
<u>47</u>	略	略	略
48	略	略	略
<u>49</u>	略	略	略
<u>50</u>	略	略	略
<u>51</u>	略	略	略

興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
52	略	略	略

介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において 「法」という。)

	5		
	事務	名称	手数料の 額
<u>53</u>	略	略	略
<u>54</u>	略	略	略
<u>55</u>	略	略	略
<u>56</u>	略	略	略
<u>57</u>	略	略	略
<u>58</u>	略	略	略

理容師法(昭和22年法律第234号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
<u>36</u>	略	略	略

旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
<u>37</u>	略	略	略
<u>38</u>	略	略	略

公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下この項において 「法」という。)

	事務	名称	金額
<u>39</u>	略	略	略

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号。以下この項に おいて「法」という。)

	事務	名称	金額
<u>40</u>	略	略	略

美容師法(昭和32年法律第163号。以下この項において「法」 という。)

- 1				
		事務	名称	金額
	41	略	略	略

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。)

	事務	名称	金額
<u>42</u>	略	略	略
<u>43</u>	略	略	略
44	略	略	略
<u>45</u>	略	略	略
<u>46</u>	略	略	略
<u>47</u>	略	略	略
<u>48</u>	略	略	略
49	略	略	略

興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」 という。)

	事務	名称	金額
<u>50</u>	略	略	略

介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において 「法」という。)

1	, ] _ ,	707		
		事務	名称	手数料の 額
	<u>51</u>	略	略	略
	<u>52</u>	略	略	略
	<u>53</u>	略	略	略
	<u>54</u>	略	略	略
	<u>55</u>	略	略	略
	<u>56</u>	略	略	略

	改 正	案					現	行	
<u>59</u>	略	略	略			<u>57</u>	略	略	略
<u>60</u>	略	略	略			<u>58</u>	略	略	略
<u>61</u>	略	略	略			<u>59</u>	略	略	略
<u>62</u>	略	略	略			<u>60</u>	略	略	略
<u>63</u>	略	略	略			<u>61</u>	略	略	略
64	略	略	略			<u>62</u>	略	略	略
政不服	と審査法 (以下この項	において「	法」という。	)	行	政不用	服審査法 (以下この項	〔において「 <u>ř</u>	生」という。
	事務	名称	手数料の 額				事務	名称	手数料の 額
65	略	略	略	}		63	略	略	略
	通関係			J	そ		<b></b>		
	事務	名称	手数料の				事務	名称	手数料の
			額						額
<u>66</u>	略	略	略			64	略	略	略
<u>67</u>	略	略	略			65	略	略	略
68	略	略	略			66	略	略	略
69	略	略	略			67	略	略	略
70	略	略	略			68	略	略	略
71	略	略	略			69	略	略	略
<u>72</u>	略	略	略			<u>70</u>	略	略	略
<u>73</u>	略	略	略			<u>71</u>	略	略	略
<u>74</u>	略	略	略			<u>72</u>	略	略	略
<u>75</u>	略	略	略			<u>73</u>	略	略	略
<u>76</u>	略	略	略			<u>74</u>	略	略	略
<u>77</u>	略	略	略			<u>75</u>	略	略	略
<u>78</u>	略	略	略			<u>76</u>	略	略	略
79	略	略	略			77	略	略	略
, <u></u>				i	Ì		略	略	略

【第2章	条に	よる改正】							
第2条による改正案							第1条によ	る改正後	
					笋	第1条~第	第8条 略		
別表 (第2条関係) 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律〜興行場法 略						別表 (第2条関係) 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律〜興行場法 略			
介護	<b>美保</b> 陽	<b>倹法(平成9年法律第</b>	123号。以下	この項におい	て	介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において			
「法」	とい	ハう。)				「法」という。)			,
		事務	名称	手数料の 額			事務	名称	手数料の 額
					~~~		<u> </u>	······	
					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	 		······	
(	64	法第79条の2第1	指定居宅	10,000円		64	法第79条の2第1	指定居宅	10,000円

	第2条によ	る改正案					第1条によ	 る改正後	
	項の規定による指	介護支援					項の規定による指	介護支援	
	定居宅介護支援事	事業者指					定居宅介護支援事	事業者指	
	業者の指定の更新	定更新手					業者の指定の更新	定更新手	
	の申請に対する審	数料					の申請に対する審	数料	
	査						査		
<u>65</u>	法第115条の22第1	指定介護	20,000円						
	項の規定による指	<u>予防支援</u>							
	定介護予防支援事	事業者指							
	業者の指定の申請	定手数料							
	に対する審査								
<u>66</u>	法第115条の31にお	指定介護	10,000円						
	いて準用する法第	予防支援							
	70条の2の規定に	事業者指							
	よる指定介護予防	定更新手							
	支援事業者の指定	数料							
	の更新の申請に対								
	<u>する審査</u>								
行政不,	服審査法(以下この項	において「? I	去」という <u>。</u> I	) 1	行	政不用	服審査法(以下この項 	[において [ ]	<u> </u>
	事務	   名称	手数料の				事務	名称	手数料の
	1 22		額						額
<u>67</u>	略	略	略			<u>65</u>	略	略	略
その他:	共通関係 T	1	I	1	そ	の他ま	共通関係 I	1	I
	事務	名称	手数料の				事務	名称	手数料の
			額						額
<u>68</u>	略	略	略			<u>66</u>	略	略	略
<u>69</u>	略	略	略			<u>67</u>	略	略	略
70	略	略	略			<u>68</u>	略	略	略
71	略	略	略			<u>69</u>	略	略	略
72	略	略	略			<u>70</u>	略	略	略
<u>73</u>	略	略	略			<u>71</u>	略	略	略
74	略	略	略			<u>72</u>	略	略	略
<u>75</u>	略	略	略			<u>73</u>	略	略	略
<u>76</u>	略	略	略			<u>74</u>	略	略	略
77	略	略	略			<u>75</u>	略	略	略
<u>78</u>	略	略	略			<u>76</u>	略	略	略
<u>79</u>	略	略	略			<u>77</u>	略	略	略
80	略	略	略			<u>78</u>	略	略	略
81	略	略	略			<u>79</u>	略	略	略
	略	略	略			80	略	略	略
82	MD.	- н	РЦ						

## <u>附 則</u>

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

改 正 案	現
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略
(保険料率)	(保険料率)
第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における	第5条 令和3年度から令和5年度までの各年度における
保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条	
第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の	第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」
という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 35,021円	という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 39,309円
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,724円	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,963円
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 53,109円	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 58,963円
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 69,273円	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 70,755円
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 76,970円	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 78,617円
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 92,364円	(6) 次のいずれかに該当する者 94,340円
(0) 133100 (11 231 0 31 1 31 1 32 1 32 32 301 1	ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第
	13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」
	という。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
	第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第
	34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、
	第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規
	定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第
	·
	22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得
	た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、
	零とする。以下この項において同じ。)が120万円未
	満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し ないもの
<del></del>	イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第
_	6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)
	であって、その者が課される保険料額についてこの号
	の区分による額を適用されたならば保護を必要とし
	ない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)
	に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ
	又は第10号イに該当する者を除く。)
	(7) 次のいずれかに該当する者 102,202円
	ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号
	のいずれにも該当しないもの
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1
	号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ
	又は第10号イに該当する者を除く。)
(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 115,455円	(8) 次のいずれかに該当する者 125,787円
	ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号
	<u>のいずれにも該当しないもの</u>
	<b>イ</b> 要保護者であって、その者が課される保険料額につ

	改 正	案
_		
_		
(9)	令第38条第1項第9号に掲げ	<u> </u>
_		_
=		
(10)	令第38条第1項第10号に掲り	<u> </u>
_		
- (11)	会第38条第1項第11号に規	ギス学 161 697円

- (11) 今第38条第1項第11号に掲げる者 161,637円
- (12) 今第38条第1項第12号に掲げる者 177,031円
- (13) 今第38条第1項第13号に掲げる者 184,728円
- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額 賦課に係る前項第1号から第3号までに該当する者の<u>令</u> <u>和6年度から令和8年度</u>における保険料率は、同号の規定 にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に該当する者 21,936円
  - (2) 前項第2号に該当する者 37,330円
- (3) 前項第3号に該当する者 52,724円

第6条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第38条第1項第1号から第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

いてこの号の区分による額を適用されたならば保護 を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10

<u>号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10</u> <u>号イに該当する者を除く。)</u>

- (9) 次のいずれかに該当する者 133,649円
  - <u>ア</u> 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
- (10) 次のいずれかに該当する者 141,511円
  - <u>ア</u> 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 149,372円
- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額 賦課に係る前項第1号から第3号までに該当する者の<u>令</u> <u>和3年度から令和5年度</u>における保険料率は、同号の規定 にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に該当する者 23,585円
  - (2) 前項第2号に該当する者 39,309円
  - (3) 前項第3号に該当する者 55,032円

第6条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第39条第1項第1号から第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

改 正 案		現	行
第8条以下 略	第8条以下 略		
附 則 (施行期日)			

## 議案第10号参考資料

庄原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

【第1条による改正】庄原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

第1条~第2条 略

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場 合においても、その利用者が可能な限りその居宅におい て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが できるように配慮して行われるものでなければならない。 2~3 略

案

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、 市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センタ ー(以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉 法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老 人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定 介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護 予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に 規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなけ ればならない。

## 5~6 略

(従業者の員数)

- 第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所 (以下「指定居宅介護支援事業所」という。) ごとに1以 上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専 門員であって常勤であるものを置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居 宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて 受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援セ ンターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受 けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援 (法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下こ の項及び第13条第26号において同じ。)を行う場合にあっては、 当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事 業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗 じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を 増すごとに1とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益 社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国 民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運 用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サー ビス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サー ビス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、

第1条~第2条 略

(基本方針)

- 第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場 合においても、その利用者が可能な限りその居宅におい て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが できるように配慮して行われるものでなければならない。 2~3 略
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、 市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センタ 、老人福祉 法 (昭和38年法律第133号) 第20条の7の2に規定する老 人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定 介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護 予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に 規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなけ ればならない。

## 5~6 略

(従業者の員数)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所 (以下「指定居宅介護支援事業所」という。) ごとに1以 上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専 門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35

-	
	又はその端数
14 L = 1 1 L =	
増すごとに1とする。	

かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する <u>員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1と</u> する。

(管理者)

## 第5条 略

### 2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者 でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限 りでない。

(1) 略

(2) 管理者が\_\_\_\_\_\_他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

等に

に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に 当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービ ス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び 地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」とい う。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占め る割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において 作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ご

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始

つき説明を行い、理解を得なければならない。

<u>との回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域</u>密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割

合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

## 4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この

(管理者)

## 第5条 略

### 2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

## (1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

### 第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ\_\_\_\_\_、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

## 3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この

条において「電磁的方法」という。) により提供すること ができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業 者は、当該文書を交付したものとみなす。

 $(1)\sim(2)$  略

6 略

- 7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介 護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又は その家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 続した電子情報処理組織をいう。
- 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項 に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじ め、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に 掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的 方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支 援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

第7条~第14条 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ るところによるものとする。
  - $(1)\sim(2)$  略
  - (2の2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな らない。
  - (2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しなければならない。
  - (3)~(13) 略
  - (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から 利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認 めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用 者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認め るものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師 に提供するものとする。
  - (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把 握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利 用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡 を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に 定めるところにより行わなければならない。

条において「電磁的方法」という。) により提供すること ができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業 者は、当該文書を交付したものとみなす。

 $(1)\sim(2)$  略

<u>5</u> 略

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介 護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又は その家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 続した電子情報処理組織をいう。
- | 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項 に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじ め、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に 掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的 方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支 援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

第7条~第14条 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本 │ 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ るところによるものとする。

 $(1)\sim(2)$  略

(3)~(13) 略

- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から 利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認 めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用 者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認め るものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科 医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把 握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利 用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡 を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に 定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、 利 用者に面接すること。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することに よって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合で あって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、 利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月に おいては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接す ることができるものとする。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことにつ いて、文書により利用者の同意を得ていること。
  - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項に ついて主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得て いること。
    - <u>a</u> 利用者の心身の状況が安定していること。
    - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を 行うことができること。
    - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモ ニタリングでは把握できない情報について、担当者か ら提供を受けること。

ウ 略

(16)~(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項 の規定により、地域包括支援センターの設置者である指定 介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委 託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該 指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業 務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

第16条~第23条の2 略

(掲示)

- 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の 勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事 項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項 した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブ サイトに掲載しなければならない。

第25条~第30条 略

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及 │第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利

用者に面接すること。

イ略

(16)  $\sim$  (28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項 の規定により. 介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委 託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該 指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業 務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

第16条~第23条の2 略

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の 勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項

\_\_を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載 した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条~第30条 略

(記録の整備)

び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介

護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならない。

 $(1)\sim(2)$  略

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由の記録

- (4) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

第32条以下 略

び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介 護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならない。

 $(1)\sim(2)$  略

- (3) 第18条に規定する 市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

第32条以下 略

【第2条による改正】庄原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例案新旧対照表 改 正 案 行

第1条~第5条 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

## 第6条 略

 $2 \sim 4$  略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷 地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペ レーターとして充てることができる。

(1)~(10) 略

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時 訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。た だし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービ ス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指 定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することがで きる。

7~12 略

(管理者)

第1条~第5条 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

## 第6条 略

 $2 \sim 4$  略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷 地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、 前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペ レーターとして充てることができる。

(1)~(10) 略

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法 律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同法第26条の規定による 改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」と いう。) 第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型 医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)

(12) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時 訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。た だし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービ ス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指 定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することがで きる。

7~12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、│第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専 らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又 は\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の業務に従事す ることができる。

第8条~第23条 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

- 第24条 定期巡回·随時対応型訪問介護看護従業者の行う指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 は、次に掲げるところによるものとする。
  - $(1)\sim(7)$  略
  - (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
  - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 略

<u>(11)</u> 略

第25条~第33条 略

(掲示)

- 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やす い場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条に おいて単に「重要事項」という。) を掲示しなければならな い。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- <u>3</u> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条~第41条 略

(記録の整備)

行

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第8条~第23条 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回·随時対応型訪問介護看護従業者の行う指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(7)$  略

(8) 略

(9) 略

第25条~第33条 略

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やす い場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項

\_\_を掲示しなければならな

Į١,

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

第35条~第41条 略

(記録の整備)

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用 者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

 $(3)\sim(4)$  略

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

第43条~第46条 略

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当 該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一 敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 略

(1)~(10) 略

(11) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時 訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。 た だし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間</u> 対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地 内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することがで きる。
- 6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型 訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管

ı

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

 $(3)\sim(4)$  略

- (5) 第28条に規定する 市への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

第43条~第46条 略

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当 該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一 敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 略

(1)~(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型 訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管

理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該\_\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(広島県指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。

第49条~第50条 略

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

- 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型 訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによる ものとする。
  - $(1)\sim(4)$  略
  - (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
  - (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - (7) 略
  - (8) 略
  - (9) 略

第52条~第57条 略

(記録の整備)

## 第58条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定 夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>

行

理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(広島県指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。

第49条~第50条 略

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型 訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによる ものとする。

(1)~(4) 略

- <u>(5)</u> 略
- (6) 略
- <u>(7)</u> 略

第52条~第57条 略

(記録の整備)

第58条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定 夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する

苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

第59条~第59条の3 略

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第59条の5~第59条の8 略

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 略

<u>(8)</u> 略

第59条の10~第59条の18 略

(記録の整備)

第59条の19 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定 地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 略
- (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による

苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

第59条~第59条の3 略

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第59条の5~第59条の8 略

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 略

(5) 略

<u>(6)</u> 略

第59条の10~第59条の18 略

(記録の整備)

第59条の19 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定 地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する

現

苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(7) 略

第59条の20~第59条の20の2 略

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18 条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条 から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59 条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第 59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介 護の事業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条 第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通 所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型 通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共 生型地密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地 域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者 が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜 間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービス を提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第 5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第 2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20 条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号 中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」 と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」 とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の21~第59条の23 略

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

 $2 \sim 3$  略

苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(6) 略

第59条の20~第59条の20の2 略

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18 条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条 から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59 条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第 59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介 護の事業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程 (第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条 第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通 所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型 通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共 生型地密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地 域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者 が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜 間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービス を提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第 5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第 2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20 条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号 中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」 と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」 とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の21~第59条の23 略

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置 かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業 所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができる。

 $2 \sim 3$  略

改 正 案 現 行

第59条の25~第59条の29 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(2) 略

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 略

(6) 略

<u>(7)</u> 略

第59条の31~第59条の36 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から2年間保存しなければならない。

(1)~(2) 略

- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第59条の18第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

第59条の38~第61条 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務

第59条の25~第59条の29 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

第59条の31~第59条の36 略

(記録の整備)

第59条の37 略

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から2年間保存しなければならない。
  - $(1) \sim (2)$  略
  - (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第59条の18第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<u>(7)</u> 略

第59条の38~第61条 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務

に従事し、又は 他の事業所、施設等の 業務に従事することができる。

2 略

第63条~第64条 略

(利用定員等)

## 第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ -ビス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを いう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居 宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支 援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項 に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項 に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以 下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項 に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をい う。以下同じ。) 若しくは健康保険法等の一部を改正す る法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正 前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医 療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191 条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければならな い。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業 所の他の業務に従事し、又は 他の事業 所、施設等の業務に従事することができる。なお、共用 型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の 他の職務に従事し、かつ、 他の本体事 業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

第67条~第69条 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次 │ 第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次 に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊

に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の 業務に従事することができる。

2 略

第63条~第64条 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ ービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを いう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居 宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支 援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項 に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項 に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以 下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項 に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をい う。以下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設

の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191 条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければならな いし

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業 所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の業務に従事することができる。なお、共用 型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の 他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事 業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

第67条~第69条 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな い。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録しなければならない。

(7) 略

(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型·併設型 指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症 対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第 62条又は第66条の管理者をいう。以下この条 おいて同じ。)は、利用者の心身の状況及び希望並びに その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を 記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければな らない

 $2\sim5$  略

第72条~第78条 略

(記録の整備)

## 第79条 略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指 定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由の記録
  - (4) 次条において準用する第28条の規定による市への 通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による 苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定に よる事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

(7) 略

第80条~第81条 略

(従業者の員数等)

第82条 略

 $2\sim5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人

(5) 略

(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型·併設型 指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症 対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第 62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条に おいて同じ。)は、利用者の心身の状況及び希望並びに その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を 記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければな らない

2~5 略

第72条~第78条 略

(記録の整備)

## 第79条 略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指 定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。
  - (1) 略
  - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 次条において準用する第28条に規定する 市への 通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定す る 事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

(6) 略

第80条~第81条 略

(従業者の員数等)

第82条 略

 $2\sim5$  略

員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する 基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に 掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中 欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

当該指定小	指定認知症対応型共同生	介護						
規模多機能	活介護事業所、指定地域	職員						
型居宅介護	密着型特定施設、指定地							
事業所に中	域密着型介護老人福祉施							
欄に掲げる	設、指定介護老人福祉施							
施設等のい	設、介護老人保健施設、							
ずれかが併								
設されてい								
る場合								
	又は介護医							
	療院							
<b> </b>	m/y							
<b></b>	略	/~~~~						

## 7~13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小 規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務 に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

## 2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複

. 行

員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者 を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する 基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に 掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中 欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

当該指定小	指定認知症対応型共同生	介護
規模多機能	活介護事業所、指定地域	職員
型居宅介護	密着型特定施設、指定地	
事業所に中	域密着型介護老人福祉施	
欄に掲げる	設、指定介護老人福祉施	
施設等のい	設、介護老人保健施設、	
ずれかが併	指定介護療養型医療施設	
設されてい	(医療法 (昭和23年法律	
る場合	第205号) 第7条第2項第	
	4号に規定する療養病床	
	を有する診療所であるも	
	<u>のに限る。)</u> 又は介護医	
	療院	
	略	~ ~ ~ ~ ~
<b></b>		/~~~~ 

7~13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小 規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務 に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設さ れている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷 地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の 業務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事 業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体 的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業 務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介 護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定す <u>る第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することが できる。

## 2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複

合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サー ビス事業所をいう。次条において同じ。) 等の従業者又 は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定 する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112 条、第192条第3項及び193条において同じ。)として3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 であって、市長が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

第84条~第91条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規 模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行

ってはならない。

- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身 体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘 束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけれ ばならな<u>い。</u>
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委 員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ
  - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適 正化のための研修を定期的に実施すること。

(8) 略

(9) 略

第93条~第106条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率 化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資 する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居

合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サー ビス事業所をいう。次条において同じ。) 等の従業者又 は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定 する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112 条、第192条第2項及び193条において同じ。)として3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 であって、市長が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

第84条~第91条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、│第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、 次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規 模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動 を制限する行為(以下「身体の拘束等」という。)を行 ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身 体の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しなければならない。

<u>(7)</u> 略

(8) 略

第93条~第106条 略

現

室介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

### 第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する 指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければ ならない。

 $(1)\sim(2)$  略

- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得かい理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録
- (8) 略

第108条~第110条 略

(管理者)

\_\_の業務に従事すること

ができる。

2~3 略

第112条~第120条 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又 (記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する 指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければ ならない。

 $(1)\sim(2)$  略

- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録
- (8) 略

第108条~第110条 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。

 $2 \sim 3$  略

第112条~第120条 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本 体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除 く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型 介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又

改	T-	案
F'//	正	*

は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第122条~第124条 略

(協力医療機関等)

- 第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者 の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機 関を定めておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満た す協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は 看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常 時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について 協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力 医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者 の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、 再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やか に入居させることができるように努めなければならない。

<u>7</u> 略

8 略

第126条 略

は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第122条~第124条 略

(協力医療機関等)

第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者 の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機 関を定めておかなければならない。

2 略

3 略

第126条 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

- (2) 第115条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサ ービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28 条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40 条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の 17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及 び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護 の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条 の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び 第3号中「定期巡回·随時对応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2 項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」と あるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認 知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機 能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるの は「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替え るものとする。

第129条 略

(従業者の員数)

第130条 略

 $2 \sim 6$  略

垷

第127条 略

(記録の整備)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 略

- (2) 第115条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28 条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40 条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の 17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条

の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、

「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第129条 略

(従業者の員数)

第130条 略

 $2 \sim 6$  略

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定 施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者 については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8~10 略

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項 第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるの は、「0.9」とする。
  - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する 委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質 の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する 次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事 項の実施を定期的に確認していること。
    - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
    - 1 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状 況への配慮
    - ウ 緊急時の体制整備
    - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する 機器(次号において「介護機器」という。)の定期的 な点検
    - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
  - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
  - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者 間の適切な役割分担を行っていること。
  - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の 確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる こと。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事 する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域 密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地 域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は

他の事業所、施設等、本体施設の業務(本 体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務 を除く。) 若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介 護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の業務に従事することができる。

第132条~第146条 略

- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定 施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者 については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことができる。
  - (1) 略
  - (2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設 <u>の場合に限る。)</u>

(3) 略

8~10 略

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事 する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域 密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地 域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は同一 敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の業務(本 体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務 を除く。) 若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介 護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の業務に従事することができる。

第132条~第146条 略

現

行

(協力医療機関等)

第147条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規 定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要 件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならな い。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は 看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保しているこ と。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者からの診療の求めがあった場合において診療を行う 体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合 等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を 行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協 定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り 決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応 について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

(記録の整備)

第148条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用 者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の 日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサ ービスの内容等の記録
  - (3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
  - (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
  - (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録

(協力医療機関等)

第147条 略

# 2 略

(記録の整備)

第148条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用 者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の 日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
  - (4) 第146条第3項に規定する 結果等の記録
  - (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、 第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条 の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から 第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域 密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用す る。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1 項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型 特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号 及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは 「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある のは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見 を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替 えるものとする。

第150条 略

(従業者の員数)

第151条 略

 $2 \sim 7$  略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士又は 管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

 $(1)\sim(2)$  略

(3) 病院 栄養士<u>又は</u> 管理栄養士(病床数100以上 の病院の場合に限る。)

(4) 略

9~17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設<u>の設備の基準</u> は、次のとおりとする

(1)~(5) 略

(6) 医務室 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の 5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、 行

(7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、 第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条 の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から \_の規定は、指定地域 第4項まで及び第99条 密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用す る。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1 項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型 特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号 及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは 「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とある のは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見 を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替 えるものとする。

第150条 略

(従業者の員数)

第151条 略 2~7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若 しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われる

と認められるときは、これを置かないことができる。

 $(1)\sim(2)$  略

(3) 病院 栄養士<u>若しくは</u>管理栄養士 (病床数100以上 の病院の場合に限る。) <u>又は介護支援専門員 (指定介護</u> 療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9~17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設<u>に設けるべき設</u> 備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(5) 略

(6) 医務室 医療法 第1条の 5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、

必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。

 $(7)\sim(9)$  略

2 略

第153条~第165条 略

(緊急時等の対応)

- 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応 方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法 の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、\_\_\_\_

他の事業所、施設等又は本体施設の業務 (本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての 職務を除く。) に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

- (5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録を行うこと。
- (6) 第177条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等<u>の記録を行う</u>こと。
- (7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録を行うこと。

第168条~第171条 略

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病</u> <u>状の急変等に備えるため</u>、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる</u>

必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。

(7)~(9) 略

2 略

第153条~第165条 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師

\_\_\_\_\_との連携方法その他の緊急時等における 対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専 ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事す る常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域 密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同 一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の業務 (本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての 職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

- (5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由を記録すること。
- (6) 第177条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等<u>を記録する</u>こと。
- (7) 第175条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故 に際して採った処置について記録する こと。

第168条~第171条 略

(協力病院等\_\_\_)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を</u> 必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院 
 改 正 案
 現 行

 要件を満たす協力医療機関 (第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。) を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 現 行

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は 看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療 の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確 保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力 医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確 認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着 型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なけれ ばならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機 関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように 努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種 協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定 医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議 を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関 その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快 し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密 着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよ うに努めなければならない。

6 略

第173条~第175条 略

(記録の整備)

第176条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指 定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年 間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第155条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサ ービスの内容等の記録
  - (3) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録

2 略

第173条~第175条 略

(記録の整備)

第176条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指 定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年 間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第155条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28 条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、 第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項か ら第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型 介護老人福祉施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指 定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場 合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読 み替えるものとする。

第178条~第186条 略

(勤務体制の確保等)

第187条 略

 $2 \sim 4$  略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

<u>6</u> 略

第188条 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28 条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、 第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項か ら第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、 第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条 から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介 行

- (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28 条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、 第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項 から第4項まで の規定は、指定地域密着型 介護老人福祉施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指 定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場 合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読 み替えるものとする。

第178条~第186条 略

(勤務体制の確保等)

第187条 略

 $2 \sim 4$  略

<u>5</u> 略

第188条 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで\_\_\_\_\_、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介

護老人福祉施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指 定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場 合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用 する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあ るのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」 とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3 項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3 項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあ るのは「第189条において準用する第155条第2項」と、 同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第 7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは 「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは 「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるも のとする。

第190条 略

(従業者の員数等)

第191条 略

2~6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号の いずれかに掲げる施設等が併設されている場合におい て、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規 模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いてい るときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、 当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができ る。

(1)~(3) 略

<u>(4)</u> 略

8~14 略

(管理者)

護老人福祉施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1 号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指 定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場 合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用 する第158条 | と、同条第5号中「第157条第5項」とあ るのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」 とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3 項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3 項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあ るのは「第189条において準用する第155条第2項」と、 同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第 7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは 「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは 「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるも のとする。

第190条 略

(従業者の員数等)

第191条 略

 $2\sim6$  略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる

(1)~(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設 (医療法第7条第2項第 4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに 限る。)

<u>(5)</u> 略

8~14 略

(管理者)

看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の他の業務に従事し、又は\_\_\_\_\_ 他の 事業所、施設等

の業務に従事することができる。

 $2 \sim 3$  略

第193条~第196条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方 針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住 み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利 用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれてい る環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿 泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用 者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは 短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養 上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものと する。

 $(2)\sim(6)$  略

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘 東等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければな らない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委 員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業 者に周知徹底を図ること。
  - <u>イ</u> 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ
  - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するこ

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- <u>(11)</u> 略
- (12) 略

第198条~第200条 略

(記録の整備)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 | 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等 の業務に従事することができる。

 $2 \sim 3$  略

第193条~第196条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方 針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住 み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利 用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれてい る環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿 泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の 管理の下で

妥当適切に行うものと

する。

 $(2)\sim(6)$  略

(7) 略

(8) 略

<u>(9)</u> 略

<u>(10)</u> 略

(11) 略

第198条~第200条 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

 $(1)\sim(2)$  略

(3) 第197条第6号<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録

 $(4)\sim(5)$  略

- (6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条 まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の 17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第 97条、第98条及び第100条から第104条まで、第106条及び 第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護 の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202 条において準用する第100条に規定する重要事項に関す る規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並 びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは、「第9章第4節」と、第59条の13第3項及 び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中 「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」 とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるの は「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多 機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあ るのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対 する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。

 $(1)\sim(2)$  略

(3) 第197条第6号<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録

(4)~(5) 略

- (6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条 まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の 17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第 97条、第98条及び第100条から第104条まで及び第106条

の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護 の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202 条において準用する第100条に規定する重要事項に関す る規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並 びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは、「第9章第4節」と、第59条の13第3項及 び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中 「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」 とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるの は「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多 機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあ るのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

	改	正	案	現	行
第203条 略				第203条 略	

【第3条による改正】庄原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案 現 行

第1条~第2条 略

(従業者の員数)

第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予 防支援事業者は、当該指定に係る事業所

ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業 者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介 護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を 置かなければならない。

(管理者)

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所</u> (以下「指定介護予防支援事業所」という。) ごとに常勤 の管理者を置かなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の 介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

第1条~第2条 略

(従業者の員数)

第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 (以下「指定介護 予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職

員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業</u> <u>所</u>ごとに常勤 の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4~8 略

第6条~第10条 略

(利用料等の受領)

### 第11条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業 者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該 サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同 意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防 支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合に は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証 明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第13条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1)~(3) 略
  - (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護 予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、 この章及び次章の規定<u>(第31条第29号の規定を除く。)</u> を遵守するよう措置させなければならないこと。

現

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ\_\_\_\_、介護予防サービス計画(法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の 開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利 用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場 合には、担当職員

\_\_\_\_の氏名及び連絡先を当該

病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4~8 略

第6条~第10条 略

(利用料等の受領)

第11条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防 支援について前条 の利用料の支払を受けた場合に は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証 明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 \_\_\_\_\_\_指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護 予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、 この章及び次章の規定

を遵守するよう措置させなければならないこと。

現

第14条~第21条の2 略

(掲示)

- 第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」 という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- <u>3</u> 指定介護支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第23条~第27条 略

(記録の整備)

# 第29条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予 防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介 護予防支援台帳

ア~ウ 略

- エ 第31条第15号<u>の規定による</u>評価の結果の記録
- 才 略
- (3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第16条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第27条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

# 第30条 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1)~(2) 略
- (2の2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っては

(掲示)

第14条~第21条の2 略

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項

を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

第23条~第27条 略

(記録の整備)

# 第29条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予 防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介 護予防支援台帳

ア~ウ 略

- エ 第31条第15号に規定する 評価の結果の記録
- 才 略
- (3) 第16条に規定する 市への通知に係る記録
- (4) 第26条第2項に規定する\_\_苦情の内容等の記録
- (5) 第27条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第30条 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1)~(2) 略

現

行

ならない。

(2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由を記録しなければならない。

(3)~(15) 略

- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回

\_\_\_\_、利用者に面接するこ と。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うこと について、文書により利用者の同意を得ていること。
  - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - <u>a</u> 利用者の心身の状況が安定していること。
    - <u>b</u> 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎 通を行うことができること。
    - <u>c</u> 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- エ 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

(3)~ (15) 略

- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

<u>イ</u> 利用者の居宅を訪問しない月\_\_\_

においては、可能な限り、指定介護予防 通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービ ス等基準第60条に規定する指定介護予防通所リハビ リテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法に より利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接 ができない場合にあっては、電話等により利用者との 連絡を実施すること。

改 正 案	現
<u>才</u> 略	<u>ウ</u> 略
(17)~(28) 略	(17)~(28) 略
(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援	
事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長	
から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じ	
<u>なければならない。</u>	
第32条以下 略	第32条以下 略

【第4条による改正】庄原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条

 例案新旧対照表
 現

第1条~第5条 略

(管理者)

第6条 単独型·併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の他の職務に従事し、又は

他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 略

第7条~第8条 略

(利用定員等)

# 第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

\_\_\_\_の運営(第44条第7項及び第70

条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)

第1条~第5条 略

(管理者)

第6条 単独型·併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、単独型·併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある 他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 略

第7条~第8条 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サー ビスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2 第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指 定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護 支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項 に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密 着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58 条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又 は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設 をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法 等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものと された同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項 第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44 条第6項において同じ。) の運営(第44条第7項及び第70 条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)

について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)

2. 腔

第11条~第31条 略

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の 勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項(以下この条において単に「重要 事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関 係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲 示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条~第39条 略

(記録の整備)

## 第40条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存 しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用 者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録

行

について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 瞬

第11条~第31条 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の 勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条~第39条 略

(記録の整備)

## 第40条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存 しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録

(7) 略

### 第41条 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱 方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基 本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。

## (1)~(9) 略

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録しなければならない。

(12)~(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介 護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用 する。

## 第43条 略

(従業者の員数等)

## 第44条 略

 $2\sim5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

د <u>ر می</u> ه		
当該指定介	指定認知症対応型共同生	介護
護予防小規	活介護事業所、指定地域	職員
模多機能型	密着型特定施設、指定地	
居宅介護事	域密着型介護老人福祉施	
業所に中欄	設、指定介護老人福祉施	
に掲げる施	設、介護老人保健施設	
設等のいず		
れかが併設		
されている		
場合		

現 行

- (3) 第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録(4) 第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

# 第41条 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱 方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基 本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす る

(1)~(9) 略

<u>(10)</u>~<u>(13)</u> 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介 護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用 する。

## 第43条 略

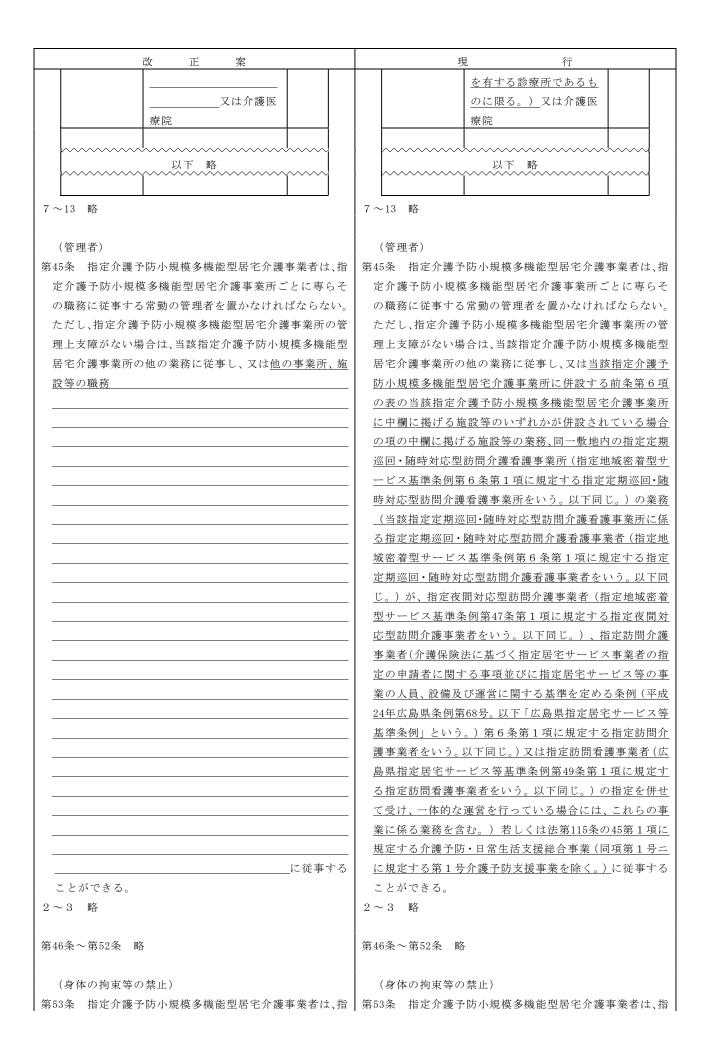
(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

_	- U		
	当該指定介	指定認知症対応型共同生	介護
	護予防小規	活介護事業所、指定地域	職員
	模多機能型	密着型特定施設、指定地	
	居宅介護事	域密着型介護老人福祉施	
	業所に中欄	設、指定介護老人福祉施	
	に掲げる施	設、介護老人保健施設 <u>、</u>	
	設等のいず	指定介護療養型医療施設	
	れかが併設	(医療法 (昭和23年法律	
	されている	第205号) 第7条第2項第	
	場合	4号に規定する療養病床	1



定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

- 2 略
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ と。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の 適正化のための研修を定期的に実施すること。

第54条~第63条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の 負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

# 第64条 略

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者 に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。
  - (1)~(2) 略
  - (3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 第53条第2項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
  - (5) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録

見 行

定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用 者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。

2 略

第54条~第63条 略

(記録の整備)

# 第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者 に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。

(1)~(2) 略

- (3) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第53条第2項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(8) 略

第65条~第71条 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理 上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事 し、又は\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等\_\_\_\_\_\_

\_\_\_の業務に従事

することができる。

 $2 \sim 3$  略

第73条~第78条 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第80条~第82条 略

(協力医療機関等)

## 第83条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項 の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に 掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めな ければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は 看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保しているこ と。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者からの診療の求めがあった場合において診療を行う 体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年 に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変 した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名

(7) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(8) 略

第65条~第71条 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理 上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事 し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは併</u> 設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の業務に従事 することができる。

 $2 \sim 3$  略

第73条~第78条 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス(お指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第80条~第82条 略

(協力医療機関等)

第83条 略

改 正 案 現 行

<u> 称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業</u> 者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第140号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力 医療機関が第2種協定指定医療機関である場合において は、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の 発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

<u>7</u> 略

8 略

第84条 略

(記録の整備)

## 第85条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用 者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第76条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第78条第2項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への 通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

(7) 略

(準用)

2 略

3 略

第84条 略

(記録の整備)

# 第85条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第76条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第78条第2項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録
  - (7) 略

(準用)

1 行

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24 条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36 条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除 く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に 規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事 項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第 2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第 1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介 護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」と あるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知 見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24 条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36 条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除 く。)、第56条、第59条及び第61条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に 規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事 項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第 2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第 1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介 護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」と あるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知 見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第87条以下 略

第87条以下 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の庄原市指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定居 宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合も含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業 者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とし、第2条の規定によ る改正後の庄原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型 サービス基準条例」という。) 第34条第3項 (新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第 <u>59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定</u> の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに 掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とし、第3条の規定による改正後の庄原市指定介護予防支援等の事業の 人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新 指定介護予防支援等基準条例」という。)第22条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を 含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。」とあるのは「削除」とし、第4条の規定による改正後の庄原市指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービ ス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号

並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2 (新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。)及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2 (新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。 (協力医療機関等に係る経過措置)
- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条(新地域密着型サービス 基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「定めておかなければ」とあるのは、「定め ておくよう努めなければ」とする。

# 議案第11号参考資料

庄原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章~第3章 略	第1章~第3章 略
第 4 章 雑則 (第53条)	
附則	附則
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
第4条 略	第4条 略
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保
育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ど	育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ど
もの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法	もの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法
第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分	<u>第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満	にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満
1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものと	1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものと
する。	する。
(1) 認定こども園 法 <u>第19条各号</u> に掲げる小学	(1) 認定こども園 法 <u>第19条第1項各号</u> に掲げる小学
校就学前子どもの区分	校就学前子どもの区分
(2) 幼稚園 法 <u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就	(2) 幼稚園 法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就
学前子どもの区分	学前子どもの区分
(3) 保育所 法 <u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就	(3) 保育所 法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就
学前子どもの区分及び <u>同条第3号</u> に掲げる小学校就学	学前子どもの区分及び <u>同項第3号</u> に掲げる小学校就学
前子どもの区分	前子どもの区分
第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第5条略	第5条 略
	2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった
	場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項
	で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当
	該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用す
	る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって
	次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」とい
	う。)により提供することができる。この場合において <u>、</u>
	当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみ
	<u>なす。</u>
	(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイ
	に掲げるもの
	ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用
	申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通
	信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算
	機に備えられたファイルに記録する方法
	<u>イ</u> 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備え
	られたファイルに記録された前項に規定する重要事
	項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、
	当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられ

	改	正	案	
·				
-				
-				

# 第6条 略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第
  19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設 (認定こども園又は保育所に限る。 以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法<u>第</u> 19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ど も及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第

たファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに 準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ とができる物をもって調製するファイルに前項に規定 する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を 出力することによる文書を作成することができるもので なければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・ 保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に 係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処 理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施 設が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

# 第6条 略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該 特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総 数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理 念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考 しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。 以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第</u> 19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど も及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第

2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### $4\sim5$ 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

## 第9条~第12条 略

(利用者負担額等の受領)

## 第13条 略

# 2~3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のう ち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認 定保護者から受けることができる。

 $(1)\sim(2)$  略

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費 田
  - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する

2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### $4\sim5$ 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

# 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。 以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第1項第2号</u>又 は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用に ついて児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市 町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなけれ ばならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

## 第9条~第12条 略

(利用者負担額等の受領)

## 第13条 略

# 2~3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のう ち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認 定保護者から受けることができる。

 $(1)\sim(2)$  略

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費 田
  - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する

副食の提供

- (ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万 7,101円
- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定 満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において 同じ。) 5万7,700円 (令第4条第2項第6号に 規定する特定教育・保育給付認定保護者にあって は、7万7.101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給 付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学 校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前 期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第 三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて 同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ (ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副 食の提供 (アに該当するものを除く。)
  - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担 額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ど も(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者 を除く。) である者
  - (イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担 額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の 年長者である者を除く。) である者

ウ略

(4)~(5) 略

5~6 略

## 第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区 分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小 学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保 育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第 3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による 公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる 事項
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法 律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が 定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事 項をいう。)
  - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基 (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基

副食の提供

- (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定 満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において 同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に 規定する特定教育・保育給付認定保護者にあって は、7万7,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給 付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学 校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前 期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第 三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて 同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ (ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副 食の提供(アに該当するものを除く。)
  - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担 額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ど も(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者 を除く。) である者
  - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担 額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の 年長者である者を除く。) である者

ウ略

(4)~(5) 略

5~6 略

## 第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区 分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小 学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保 育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第 3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による 公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる 事項
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法 律第26号)第25条 の規定に基づき文部科学大臣が 定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事 項をいう。)

準 (昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

第16条~第19条 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第19条第1号</u> — に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定 員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この 号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提 供を行わない日

(5)~(11) 略

第21条~第22条 略

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利 用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択 に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気 通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接 受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動 的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当する ものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第24条~第34条 略

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条に おいて同じ。)が法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に 規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第</u>1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>

\_\_に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を 超えないものとする。 児 行 \_\_\_\_

準 (昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針

2 略

第16条~第19条 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)~(11) 略

第21条~第22条 略

(掲示 )

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利 用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択 に資すると認められる重要事項<u>を掲示しなければならな</u>い

第24条~第34条 略

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条に おいて同じ。)が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に 規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保 育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育 を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項 の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。) を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第 7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合におい て、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園 又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とある のは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している 施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、 同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども (特別利用保育を受ける者を含 む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ど

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保 育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育 を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項 の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。) を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第 7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合におい て、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園 又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。) 」とある のは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している 施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、 同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含 む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

\_\_\_\_\_「利用の申込みに係る法<u>第19</u> 条<u>第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは

「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ど

もに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」と、第13条第2項中「法第27条第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども、特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

- 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当 該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行 う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごと に、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに 係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあって は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校 就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自 ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子 ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものに あっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労 働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児 童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合 等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同 号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。) の監護する 小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前 子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小学 校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満 たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前 子どもに区分して定めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の 開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46 もに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同</u> 項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども」と、<u>「同号に掲げる」を</u> 「同項第1号に掲げる」

と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

- 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当 該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行 う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごと に、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに 係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあって は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校 就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自 ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子 ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものに あっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労 働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児 童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合 等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同 号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。) の監護する 小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前 子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学 校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満 たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前 子どもに区分して定めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の 開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46

条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

### 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3~4 略

第40条~第43条 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における 保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、そ れぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わ なければならない。

第45条~第50条 略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1号</u> に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵 守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場

. 行

条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

# 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3~4 略

第40条~第43条 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における 保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、そ れぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わ なければならない。

第45条~第50条 略

(特別利用地域型保育の基準)

- に 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第1号</u>に お認定 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 は、法 子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵 守しなければならない。
  - 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場

合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第</u>19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用 地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別 利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育 給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、 この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8 条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17 条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条 第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合にお いて、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3 号 に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小 学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章にお いて同じ。)」とあるのは「法第19条第1号 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型 保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育 の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」 と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・ 保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針 等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保 育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保 護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1 号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条 第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中 「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあ るのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号 ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条 第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」 とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第2号</u> に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第</u>19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用

地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別 利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育 給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、 この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8 条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17 条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条 第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合にお いて、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小 学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章にお いて同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型 保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」 保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針 等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保 育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保 護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1 号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条 第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中 「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあ るのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号 ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条 第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」 とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第2号</u>に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵 守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用 地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定 利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育 給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用 する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給 付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特 定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る 教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中 「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対 象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及 び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規 定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13 条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する 費用」とする。

# 第4章 雑則

# (電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により

1

子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵 守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用 地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定 利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育 給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用 する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給 付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特 定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る 教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中 「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対 象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及 び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規 定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13 条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する 費用」とする。

改 正 案 現 行

行う<u>ことができる。</u>

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイ に掲げるもの
    - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録した ものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者が ファイルへの記録を出力することによる文書を作成する ことができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を 提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次 に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁 的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施 設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、 当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法に

改	正	案	現	行

より、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に 規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書 面等による同意の取得について準用する。この場合におい て、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書 面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」 という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4 項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提 供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出 した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載 事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受け る」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるの は「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、 第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用す る前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項 において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」 とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」 とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第 2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各 号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用 する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行 わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とある のは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と 読み替えるものとする。

## <u>附 則</u>

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次、第5条、第23条及び第38条に係る改正規定並びに第4章を加える改正規定を除く改正規定は、公布の日から施行する。

正 案 珥 行 第1条~第15条 略 第1条~第15条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第15条の2 被登録者は、前条の規定にかかわらず、個人番 第15条の2 被登録者は、前条の規定にかかわらず、個人番 号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機 号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機 構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22 構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22 条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子 条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子 証明書が記録されたものに限る。) 又は移動端末設備(同 証明書が記録されたものに限る。) 法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法 第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明 用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれ たものに限る。) を使用して、多機能端末機(本市の使用 を使用して、多機能端末機(本市の使用 に係る電子計算機と、地方公共団体情報システム機構の使 に係る電子計算機と、地方公共団体情報システム機構の使 用に係る電子計算機を経由して電気通信回線により接続 用に係る電子計算機を経由して電気通信回線により接続 された民間事業者等が設置する端末機で、印鑑登録証明書 された民間事業者等が設置する端末機で、印鑑登録証明書 の自動交付を行う機能を有するものをいう。)を利用して、 の自動交付を行う機能を有するものをいう。)を利用して、 印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受ける 印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受ける ことができる。 ことができる。 第16条以下 略 第16条以下 略 附\_\_則 この条例は、公布の日から施行する。

改 正 案 現 行

## 第1条~第2条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.00を乗じて算定する。

2 略

## 第4条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者 均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人 について30,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平 等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と する。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 19,100円
  - (2) 特定世帯 9,550円
  - (3) 特定継続世帯 14,325円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課 税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金 額等に100分の2.62を乗じて算定する。 第1条~第2条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.63を乗じて算定する。

2 略

## 第4条 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者 均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人 について28,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平 等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と する。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,400円
  - (2) 特定世帯 9,200円
  - (3) 特定継続世帯 13,800円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金 額等に100分の2.48を乗じて算定する。

斧

## 第7条 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者 1人について11.100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課 税額の世帯別平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と する。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円
  - (2) 特定世帯 3,500円
  - (3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険 者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.02</u>を乗じ て算定する。

#### 第9条 略

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,200円とする。

第9条の3~第22条 略

(保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世 帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703 条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭 和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得に ついて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を 受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において 同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前

第7条 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者 1人について10,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と する。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,700円
  - (2) 特定世帯 3,350円
  - (3) 特定継続世帯 5,025円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険 者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じ て算定する。

#### 第9条 略

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付 金課税被保険者1人について10,100円とする。

第9条の3~第22条 略

(保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前

年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 21,280円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,370円
  - (イ) 特定世帯 6,685円
  - (ウ) 特定継続世帯 10,028円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,770</u> 円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,900</u>円
  - (イ) 特定世帯 2,450円
  - (ウ) 特定継続世帯 <u>3,675円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 7,140円

## 力 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世

年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 19,950円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,880円
  - (イ) 特定世帯 6,440円
  - (ウ) 特定継続世帯 9,660円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,280 円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,690</u> 円
  - (イ) 特定世帯 2,345円
  - (ウ) 特定継続世帯 <u>3,518円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 7,070円

## 力 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世

帯主を除く。) 1人について <u>15,200円</u>

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,550円
  - (イ) 特定世帯 4,775円
  - (ウ) 特定継続世帯 7,163円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,550</u>円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円
  - (イ) 特定世帯 1,750円
  - (ウ) 特定継続世帯 2,625円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 5,100円

力 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 6,080円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,820円
    - (イ) 特定世帯 1,910円
    - (ウ) 特定継続世帯 <u>2,865円</u>
  - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,220円
  - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

行

- 帯主を除く。) 1人について <u>14,250円</u>
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,200円
  - (イ) 特定世帯 4,600円
  - (ウ) 特定継続世帯 6,900円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,200</u> 円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分 に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,350</u> 円
  - (イ) 特定世帯 1,675円
  - (ウ) 特定継続世帯 2,513円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 5,050円

カー略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 5,700円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,680円
    - (イ) 特定世帯 1,840円
    - (ウ) 特定継続世帯 2,760円
  - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,080円
  - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,400</u> 円
- (イ) 特定世帯 700円
- (ウ) 特定継続世帯 1,050円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 2,040円

カ略

- 2 保険税 の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,560円
    - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,600円
    - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,160円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,200円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金 等課税の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,665円
    - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2.775円
    - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,440円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,550円
- 3 🖹

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所

規

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,340</u> 円
- (イ) 特定世帯 670円
- (ウ) 特定継続世帯 1,005円

に応じ、それぞれに定める額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 2,020円

力 略

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,275円
    - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,125円
    - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,400円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,250円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,560円
  - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,600円
  - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,160円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,200円
- 3 略

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

- 第23条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2
  - \_\_において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所

彳

得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)及び」とする。

第24条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書<u>の提出に当たり</u>、当該納税義務者は、 雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第24条の3~第27条 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、 附則第5項及び第6項の規定は、平成17年度以後の保険税 から適用し、平成16年度分までの保険税については、なお 従前の例による。

 $2 \sim 3$  略

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特 |

得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)及び」とする。

第24条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書<u>を提出する場合には</u>、当該納税義務者は、 雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) <u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を</u>証明する書類

を提示しなければならない。

第24条の3~第27条 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、 附則第5項及び第6項の規定は、平成17年度以後の保険税 から適用し、平成16年度分までの保険税については、なお 従前の例による。

 $2 \sim 3$  略

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特

見

例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲 渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び 第23条の 規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第 26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第 35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を 控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所 得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山 林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

## 7 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項 の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項

例)

の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲 渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び 第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第 26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第 35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を 控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所 得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山 林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

## 7 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第

2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の 特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則

2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の 特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則

第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

12~13 略

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」と いう。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等 に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所 得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23 規定の適用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法 人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額 から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合 計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実 施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とす る。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利 子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同 条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約 等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法 | という。) 第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項 行

第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

12~13 略

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」と いう。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等 に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所 得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23 条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法 人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額 から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合 計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実 施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とす

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利 子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同 条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約 等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項

に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及 に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条 税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等の額」とする。 約適用配当等の額」とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の庄原市国民健康保険税条例の 規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税につい て適用し、令和5年度分までの国民健康保険税について は、なお従前の例による。

庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

かり 正 案

行

現

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)~(4) 略
  - (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定す る特定個人番号利用事務をいう。
  - (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利 用特定個人情報をいう。

第3条 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の 左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別 表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表 の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保 有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び 市の執行機関が行う特定個人番号利用事務

\_\_\_\_とする。

2 略

3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報

であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法<u>第19条第11号</u>の規定による特定個人情報の提供 は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる 事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定 個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲 げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することに より行うものとする。

2 略

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  略

第3条 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の 左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別 表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表 の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保 有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び 市の執行機関が<u>第3項の規定により法別表第2の第4欄</u> に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有する ものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 昭

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報 の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供 は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる 事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定 個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲 げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することに より行うものとする。

2 略

改 正 案		現	行
第6条以下 略	第6条以下	略	
附 則			
この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため			
の番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和			
5年法律第48号)の施行の日から施行する。			
	1		

改正案	現	行
第1条~第7条 略	第1条~第7条 略	
別表 (第2条関係)	別表(第2条関係)	
名称 位置	名称	位置
		^^^^
略 		略~~~~~~~
	庄原市高野水稲育苗施	<u>庄原市高野町中門田</u>
	設	124番地8
以下 略		下略
P44 - Fid		
附 <u>則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。		

# 庄原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	 改 正	案					 行	
午 1 夕	•	米		左 4	久 .	第8条 略	11	
∌ ⊥ 栄~	· 第 8 条 略			弗	宋~	<b>男</b> 0米 哈		
刂表 (第	(2条関係)			別表	:(第	2 条関係)		
	占用物件	単位	占用料			占用物件	単位	占用料
法	第1種電柱	1本に	430円		法	第1種電柱	1本に	380円
第	第2種電柱	つき1	670円		第	第2種電柱	つき 1	580円
32	第3種電柱	年	900円		32	第3種電柱	年	780円
条	第1種電話柱	-	390円		条	第1種電話柱		340円
第	第2種電話柱		620円		第	第2種電話柱		540円
1	第3種電話柱		850円		1	第3種電話柱		740円
項	その他の柱類		39円		項	その他の柱類		34円
第	共架電線その他上空に	長さ1	4円		第	共架電線その他上空に	長さ1	3 円
1	設ける線類	mにつ			1	設ける線類	mにつ	
号	地下電線その他地下に	き1年	2 円		号	地下電線その他地下に	き 1 年	2 円
15	設ける線類				に	設ける線類		
掲	路上に設ける変圧器	1個に	380円		掲 ば	路上に設ける変圧器	1個に	330円
げっ		つき1					つき1	
るエ		年			る エ		年	
上作	地下に設ける変圧器	占用面	<u>230円</u>		上作	地下に設ける変圧器	占用面	200円
物		積 1 m²			物		積 1 m²	
199		につき			199		につき	
ļ		1年					1年	
	変圧塔その他これに類	1個に	<u>780円</u>			変圧塔その他これに類	1個に	680円
	するもの及び公衆電話	つき 1				するもの及び公衆電話	つき 1	
	所	年				所	年	
	郵便差出箱及び信書便		330円			郵便差出箱及び信書便		280円
-	差出箱					差出箱		
	広告塔	表示面	590円			広告塔	表示面	670円
		積 1 m²					積 1 m²	
		につき					につき	
-	この40~の	1年	700 🖽			20/4030	1年	COATE
	その他のもの	占用面	780円			その他のもの	占用面	680円
		積 1 ㎡ につき					積 1 ㎡ につき	
		1年					1年	
法	   外径が0.07m未満のも	1 年 長さ1	16円		法	外径が0.07m未満のも	五 長 き 1	14円
第	の	mにつ	1011		第	の	mにつ	1111
32	外径が0.07m以上0.1m	き1年	23円		32	外径が0.07m以上0.1m	き1年	20円
条	未満のもの				条	未満のもの		
第	外径が0.1m以上0.15m	1	35円		第	外径が0.1m以上0.15m	1	30円
1	未満のもの				1	未満のもの		
項	外径が0.15m以上0.2m	1	47円		項	外径が0.15m以上0.2m	1	41円
第	未満のもの				第	未満のもの		
2	外径が0.2m以上0.3m	1	70円		2	外径が0.2m以上0.3m	1	61円

		 改 正	 案					 L	行	
号	未満のもの					号	未満のもの			
に		Bm以上0.4m		93円	1	に		m以上0.4m	1	81円
掲	未満のもの			3317		掲	未満のもの			9217
げげ				160円	1	げ		m以上0.7m	1	140円
る	未満のもの			100/1		る	未満のもの			140/1
物		/ /m以上1 m未		920	1	物		m以上1m未	1	2000
件		加以上1m木		230円		件		m以上Im未		200円
''	満のもの	ni la la	<u> </u> 	4500	1	''	満のもの	ni Le Je	1	4400
NI. A		m以上のもの	LET	<u>470円</u>	1	VI. 64		n以上のもの	LET	410円
l		質第3号及び	占用面	780円				第3号及び	占用面	680円
	1 号に掲げる 		. 積 1 m²		┨		号に掲げる		積1 m²	
法	地下街	階数が1の	につき	A IC		法	地下街	階数が1の	につき	A IC
第	及び地	もの	1年	0.004		第	及び地	もの	1年	0.005
32	下室			を乗じ		32	下室			を乗じ
条				て得た		条				て得た
第			_	額		第			-	額
1		階数が2の		A IC		1		階数が2の		A IC
項		もの		0.006		項		もの		0.008
第				を乗じ		第				を乗じ
5				て得た		5				て得た
号			_	額		号			_	額
に		階数が3以		A IC		に		階数が3以		A IC
掲		上のもの		0.007		掲		上のもの		0.01
げ				を乗じ		げ				を乗じ
る				て得た		る				て得た
施				額	1	施			_	額
設	上空に設り	ける通路	_	290円	]	設	上空に設け	ける通路		330円
	地下に設け	ける通路		180円	1		地下に設け	ける通路		200円
	その他の	もの		<u>780円</u>	]		その他のす	50		680円
法	祭礼、縁日	目等に際し、一	占用面	<u>6円</u>		法	祭礼、縁日	1等に際し、一	占用面	<u>7円</u>
第	時的に設り	けるもの	積 1 m²			第	時的に設け	けるもの	積 1 m²	
32			につき			32			につき	
条			1月		<u> </u>	条			1 月	
第	その他の	もの	占用面	59円		第	その他のす	50	占用面	67円
1			積 1 ㎡			1			積 1 m²	
項			につき			項			につき	
第			1月			第			1月	
6						6				
号						号				
に						に				
掲						掲				
げ						げ				
る						る				
施						施				
設		1			<u> </u>	設		1		
令	看板(ア	一時的に設	表示面	59円		令	看板(ア	一時的に設	表示面	67円
第	ーチで	けるもの	積 1 m²			第	ーチで	けるもの	積 1 m²	
7	あるも		につき			7	あるも		につき	
条	のを除		1月			条	のを除		1月	

-	Ę	汝 正	案			瑪	I	行	
第一く。	)	その他のも	表示面	590円	第	⟨。)	その他のも	表示面	670F
1		0	積 1 m²		1		の	積 1 m²	
号			につき		号			につき	
に			1年		に			1年	
掲標識	à		1本に	620円	掲	標識		1本に	540
げ			つき1		げ			つき1	
る			年		る			年	
物 旗ざ	゛お	祭礼、縁日等	1本に	6円	物	旗ざお	祭礼、縁日等	1本に	7
牛		に際し、一時	つき1		件		に際し、一時	つき1	
		的に設ける	日				的に設ける	目	
		もの					もの		
		その他のも	1本に	59円			その他のも	1本に	67
		0)	つき1				の	つき1	
			月					月	
幕 (	令第	祭礼、縁日等	その面	6円		幕(令第	祭礼、縁日等	その面	7
7条	第	に際し、一時	積 1 m²			7条第	に際し、一時	積 1 m²	
4 号	+1C	的に設ける	につき			4号に	的に設ける	につき	
掲げ	*る	もの	1 日			掲げる	もの	1 日	
工事	用	その他のも	その面	59円		工事用	その他のも	その面	67
施設	せで	0)	積 1 m²			施設で	D	積 1 m²	
ある	<i>\$</i>		につき			あるも		につき	
のを	除		1月			のを除		1月	
<.	)					<.)			
アー	チ	車道を横断	一基に	590円		アーチ	車道を横断	一基に	670
		するもの	つき1				するもの	つき1	
		その他のも	月	290円			その他のも	月	330
		0)					0		
令第7条	第2号	に掲げる工	占用面	780円	令第	等7条第2号	}に掲げる工	占用面	680
乍物			積 1 m²		作物	U		積 1 m²	
令第7条	第3号	に掲げる施	につき	A IC	令第	等7条第3号	片に掲げる施	につき	ΑK
没			1 年	0.031	設			1年	0.033
				を乗じ					を乗し
				て得た					て得た
				額					額
令第7条	第4号	に掲げる工	占用面	59円	令第	写7条第4号	片に掲げる工	占用面	67
事用施設.	及び同	]条第5号に	積 1 m²		事用	月施設及び同	月条第5号に	積 1 m²	
曷げる工	事用材	料	につき		掲げ	げる工事用を	<b>才料</b>	につき	
令第7条	第6号	に掲げる仮	1月	78円	令第	写7条第6号	片に掲げる仮	1月	68
		]条第7号に			設建	単築物及び同	月条第7号に		
曷げる施	設				掲げ	げる施設 			
令 トン	ネルの	の上又は高架	占用面	A IC	令	トンネルの	の上又は高架	占用面	A IC
第 の道	路の路	各面下に設け	積 1 m²	0.017	第	の道路の買	烙面下に設け	積 1 m²	0.023
7 るも	のの		につき	を乗じ	7	るもの		につき	を乗じ
条			1年	て得た	条			1年	て得た
第				額	第				額
8 上空	に設け	けるもの		A١٦	8	上空に設け	けるもの		ΑVC
号				0.017	号				0.023
12				を乗じ	に				を乗じ

	改	正	案	T			現		行	T
掲				て得た		掲				て得た
げ				額		げ				額
る	地下(トンネル	階数		A lZ		る	地下 (トンネル	階数		A lZ
施	の上の地下を	が 1		0.004		施	の上の地下を	が 1		0.005
設	除く。)に設け	のも		を乗じ		設	除く。)に設け	のも		を乗じ
	るもの	の		て得た			るもの	の		て得た
				額						額
		階数		A IC				階数		A IC
		が 2		<u>0.006</u>				が 2		0.008
		のも		を乗じ				のも		を乗じ
		の		て得た				の		て得た
				額						額
		階数		A IZ				階数		A IZ
		が3		0.007				が 3		0.01
		以上		を乗じ				以上		を乗じ
		のも		て得た				のも		て得た
		の	]	額				の	]	額
	その他のもの			A IZ			その他のもの			A IZ
				<u>0. 025</u>						<u>0.033</u>
				を乗じ						を乗じ
				て得た						て得た
				額						額
令	建築物			A IC		令	建築物			A IC
第				0.022		第				0.023
7				を乗じ		7				を乗じ
条				て得た		条				て得た
第				額		第				額
9	その他のもの			A IC		9	その他のもの			A IC
号				<u>0. 015</u>		号				<u>0.016</u>
に				を乗じ		に				を乗じ
掲				て得た		掲				て得た
げ				額		げ				額
る						る				
施						施				
設	- h m m		4			設	-1. 66. 4			
令	建築物			A IC		令	建築物			A IC
第				0.022		第				0.023
7				を乗じ		7				を乗じ
条				て得た		条				て得た
第	7 - 11 - 3		1	額	{	第	7 - 11 - 3		-	額
10	その他のもの			A IC		10	その他のもの			A IC
号				0.015		号				0.016
に				を乗じ		に				を乗じ
掲				て得た		掲				て得た
げ				額		げ				額
る						る ( <u>+</u>				
施					i I	施				

	改正	案		現	行
及			及		
び			び		
自			自自		
動			動		
車			車		
駐			上上		
車			車		
- 場			場場		
令	トンネルの上又は高架	Αlζ	令	トンネルの上又は高架	ΑK
第	の道路の路面下に設け		第	の道路の路面下に設け	
<del>яэ</del> 7	るもの	<u>0.022</u> を乗じ		るもの	<u>0.023</u> を乗じ
	280	て得た		280	
条			条		て得た
第	I -f- \ -H - \ \	額	第	1	額
11	上空に設けるもの	A VZ	11	上空に設けるもの	ΑK
号		0.022	号		0.023
に		を乗じ			を乗じ
掲		て得た	掲		て得た
げ		額	げ		額
る	その他のもの	A lZ	る	その他のもの	A K
応		0.031	応		0.033
急		を乗じ	急		を乗じ
仮		て得た	しし仮		て得た
設		額	設		額
建			建		
築			築		
物			物		
令第	97条第12号に掲げる器	A lZ	令負	第7条第12号に掲げる器	A IZ
具		0.025	具		0.033
		を乗じ			を乗じ
		て得た			て得た
		額			額
令	トンネルの上又は高速	Αlζ	令	トンネルの上又は高速	Αlζ
第	自動車国道若しくは自	0.022	第	自動車国道若しくは自	0.023
7	動車専用道路(高架のも	を乗じ	7	動車専用道路(高架のも	を乗じ
条	のに限る。) の路面下に	て得た	条	のに限る。) の路面下に	て得た
第	設けるもの	額	第	設けるもの	額
13	上空に設けるもの	Αlζ	13	上空に設けるもの	ΑK
号		0.022	号		0.023
に		<del>**・**********************************</del>	ic		<del>0.020</del>   を乗じ
掲		て得た	掲掲		て得た
げ		額	j		額
る	その他のもの		o	その他のもの	和 Aに
施施	-c の個のもの	A 12	施	-C W IE W も W	
池設		<u>0.031</u> → 乗 N	設		0.033
臤		を乗じ			を乗じ
		て得た			て得た
備考	略	額	備考	 ; 略	額
州与	MIL		1佣 名	, <sup>1</sup>	

改 正 案	現 行
附 <u>則</u>	
_(施行期日)_	
1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	
2 この条例による改正後の庄原市道路占用料徴収条例(以	
下「改正条例」という。)第2条の規定により計算した1	
年当たりの占用料の額(以下「改正占用料額」という。)	
が、この条例による改正前の庄原市道路占用料徴収条例第	
2条の規定により計算した1年当たりの占用料の額(以下	
「改正前占用料」という。) の1.2倍を超える場合の占用料の額は、改正条例第2条の規定にかかわらず、次の各号	
に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
ただし、その額が、改正占用料額を超える場合は、当該改	
正占用料額を占用料の額とする。	
(1) 令和6年度 改正前占用料額に1.2を乗じて得た額	
(2) 令和7年度以降 1.2を令和6年度から当該年度ま	
での年度の数だけ乗じて得た数に改正前占用料額を乗	
じて得た額	